

保護者の皆様

## 学校感染症治癒通知書(登校許可書)の提出について

崇徳中学・高等学校  
校長 高木 哲典

学校において予防すべき疾病(下表)と診断された場合には、学校保健安全法 19 条の規定により、出席停止させる措置をとることができます。

これは、医師の指示のもと十分に治療・療養するとともに、感染を防ぐための措置です。

下記一覧の感染症に罹患した場合は、速やかに学校(担任)へ連絡して、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。医師の許可があるまでは登校できません。

尚、医師から登校の許可が出ましたら、「学校感染症治癒通知書(登校許可書)」に医師の証明をもらい、学校(担任)に提出して下さい。

### 出席停止とする感染症の種類 (学校保健安全法施行規則 平成 24 年 4 月 1 日より)

第一種 感染症法との一類感染症と二類感染症 (結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ
第二種 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など)

※崇徳学園のホームページ上からダウンロードできるようにしていますのでご利用下さい。

キ リ ト リ

### 学校感染症等治癒通知書 (登校許可書)

崇徳 中・高等 学校 年 組名前 \_\_\_\_\_

病名: \_\_\_\_\_

上記の病気で加療しておりましたが、感染のおそれもなくなり集団生活ができる状態になりました。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_